

議会の自浄能力を問う

～政倫審は「抵触する恐れ有り」との結論～

H24年2月：市議会議員が、市職員に非公開書類の要求をして入手し返却しなかった。

5月：市民派クラブが市議会議長に調査要請をし、議長は調査したが、調査結果は非公開とした。

6月：市民有志が政治倫理審査会に調査請求し、審査会は議員の行為は市政治倫理条例第4条第1号（その職務に対して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと）に抵触する恐れがあると判断せざるを得ないとした。

H25年3月：市議会議長は、政治倫理審査会に対し、調査結果について公平・公正な判断を欠くとの申し入れをした。

自らの調査結果は市民に非公開とし、公の機関の審査結果には不服申し立てをする。そんな議会に、不可解さのみが浮き彫りとなります。公人たるものはグレーであってはならず、自浄能力の欠如もはなはだしいではありませんか。近頃、議会傍聴者が減っています。そんな市民の姿勢に乘じ、再び過去の恥すべき市議会に逆戻りすることは、何としても食い止めねばなりません。今また多くの市民の目を必要としています。